

警戒区域への一時立入りに関するQ & A

【1. 一時立入りについて】

問1. なぜ一世帯当たり一名なのですか。

答

①早期に多くの世帯の立入りを実現するとともに、②安全確保に万全を期すため、一世帯当たり原則として一名としていますが、安全上の理由等により特に市町村が認めた場合は、二人まで参加することができます。

なお、安全上の観点から、妊婦や中学生以下の児童・生徒の立入りは認めていません。

問2. 高齢者は、立入対象者として認めないのはなぜですか。

答

高齢、病弱その他の理由により移動に何らかの支援を必要とする場合は、早期の一巡を目指す今回の計画においては御遠慮いただきたいと考えていますが、「高齢者」という理由だけをもって、対象として認めないとは考えていません。

問3. 要援護者の立入りを認めない場合、代理者の立入りは可能なのですか。
また、遠隔地にいる場合の代理人は可能ですか。

答

委任状の提出等により、市町村において代理者であることを確認できる場合は、認める方向でよいと考えています。

問 4. 立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者とは、どのような人ですか。

答

- ① 行政サービスを充実させる為に必要な市町村役場等への一時立入り、
- ② 公共サービスの提供に不可欠な製品を製造している工場などへの図面や金型回収のための一時立入りなどを想定しています。

問 5. 立入りが可能な区域は、どこですか。

答

20km圏内が一時立入りの地域ですが、このうち、以下の区域は安全確保の観点から、立入りは認められていません。

- ① プラントが未だ安定していないことから福島第一原子力発電所から半径3km圏内の区域
- ② 高い空間線量率等により、立入りのリスクが大きいと考えられる区域
(立入りに対象地域のモニタリングを実施予定)
- ③ 津波の被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

問 6. 福島第一原子力発電所から半径3km以内の区域の立入りを認めないのはなぜですか。

答

プラントがいまだ安定していないことから、不測の事態が発生した場合の緊急的な避難を考慮して設定したものです。

問 7. 対象人数はどの程度ですか。

答

20km 圏内の 9 市町村合計で最大 27,000 世帯程度が対象です。

(内訳)

大熊町 : 3, 955	檜葉町 : 2, 573
葛尾村 : 80	双葉町 : 2, 393
川内村 : 373	南相馬市 : 4, 063
田村市 : 201	浪江町 : 6, 722
富岡町 : 6, 141	<u>合 計 : 26, 501</u>

問 8. 1 台のバスに同乗する人数を最大 20 人程度とするのはなぜですか。

答

プラントの不測の事態等に一時立入者の安全を確保するとともに、統率が取れ、迅速かつ的確な避難を可能とするため、1 台のバスにあまり多くの人数が乗車することは適当ではないと考えています。このため、マイクロバス程度のバスの乗車数を考えています。

問 9. 地区代表者は必ず選定する必要があるのですか。

答

一時立入者の統制を図るためには、当該地区の住民をよく知っている地区代表者が引率者として乗車することが必要であると考えています。

問 10. どの程度の期間で 1 巡をさせる予定ですか。

答

一時立入りの希望者数、自治体の準備状況、1 日当たりの実施規模、気象条件などによって実施スケジュールが大きく変わる可能性があるため、確たる見通しを持つことは難しいと考えています。できるだけ早期に希望する世帯全てに一時立入りの機会が提供できるよう取り組んでいるところです。

問 11. 複数回の立入りは可能ですか。

答

一時立入りの希望者全てに出来るだけ早期に立入りをしていただくため、まずは各世帯 1 回の実施と考えています。2 回目以降については、1 回目の実施状況を踏まえ、その実施手法を検討していきます。

問 12. 一時立入りの現場責任者が市町村で対応可能なのですか。

答

一時立入りの現場においては、当該地区の住民をよく知っている方々が引率者として立入者の統率を行う必要があると考えていますが、不足の事態における連絡や現場での判断などについては、国及び県が責任をもって対応する必要があると考えています。

問 13. 立入りの際に事前に同意を取得するのはなぜですか。

答

一時立入りは、放射性物質による汚染の可能性やプラントの不測の事態におけるリスクがあっても、あえて警戒区域内に入ろうとするものですので、そう

した行為であることを事前に確認していただき、またグループとして統一行動をとっていただくために取得するものです。

問 1 4. 自家用車による立入りを認めないのはなぜですか。

答

今回の一時立入りは、緊急に避難した住民に対し、貴重品等の持出しや家屋の確認を行う機会を提供することが一義的な目的です。

自家用車による立入りを並行して行った場合、現場の管理、持ち出した物品のスクリーニング、除染等に多大な労力を振り向けざるを得なくなり、バスによる集団での一時立入りが遅くなるため、今回は自家用車による立入りは認めていません。

問 1 5. 自宅に行った後、自宅に置いてあった車で戻ってもよいのですか。

答

自宅に行くための一時立入りでは、参加者全員の安全確認等を行いつつ集団行動を行う必要がありますので、一部の参加者だけが車で戻ることは認めていません。

なお、自宅等に残された車については、別途車の持出しに特化した一時立入りを計画する予定です。

問 1 6. 自宅が点在している場合でも、実施は可能なのですか。

答

自宅が点在している場合は、それぞれの自宅をマイクロバスで周遊するなど柔軟に対応することで実施可能と考えています。

問 17. 必要最小限の持ち出し品とはどの程度のものですか。

答

20km 圏内はバスで往復することから、立入りする方が自分で持ち運びができ、バスに持ち込むことができる範囲のものと考えています。具体的には、大き目のビニール袋を当日お渡ししますので、それに入る量を目安としていただくことを考えています。

問 18. 車の持ち出しは可能ですか。

答

車については、住民の方々が自宅へ行く一時立入りとは別に、車だけを持ち出す一時立入りをを行うことを考えています。これは、住民の立入の実施と並行して準備を行い、スクリーニング等の体制が整備でき次第、5月下旬頃から実施する方向で検討中です。

問 19. ペットの連れ出しは可能ですか。

答

ペットの連れ出しについては、今回の一時立入りは多くの住民の方々が参加する集団行動になりますので、汚染の拡大防止等の観点から、差し控えていただきたいと考えています。

なお、県において放置犬等に関する調査や保護を開始しています。

--

問 2 0 . 装備品は誰が手配するのですか。

答

皆様の安全の確保の為、防護服、手袋、靴カバー、帽子などや、線量計、トランシーバーを国において手配する予定です。住民の皆様にご用意をいただく必要はありません。

問 2 1 . 被ばく線量管理はどのようにするのですか。

答

一時立入りには電力会社職員など、線量の管理が行える者が同行します。また、立入りに当たっての各人の線量が 1 mSv 以下となるようにするため、全員が線量計を携帯することとしています。なお、線量計の使用方法は、中継基地で説明する予定です。

問 2 2 . 立入りの時間は、どのように考えているのですか。

答

- 1 原子力安全委員会の助言に基づき、1 回の立入りによる線量が 1 mSv 以下になるよう、滞在時間を計画することとしています。区域内の線量については、地区によって高いところと低いところがありますが、安全を重視して区域内への立入りを全体で最大 5 時間程度としています。
- 2 この場合、移動やスクリーニング等に要する時間を考えますと、在宅時間は最大 2 時間程度となります。

問 2 3 . 立入りの前提となる気象条件とは何ですか。

答

基本的には降雨の状態を見ることになり、例えば、強い降雨の場合には、地面にある放射性物質が付着することによる汚染の可能性が大きくなることな

どから、中止せざるを得ない場合も出てくるものと考えられます。

また、プラントの状況によっては発電所からの風向などを考慮する場合も考えられます。

問 2 4. 医療体制や緊急時の体制はどうなっているのですか。

答

一時立入りには、地区代表者や自治体職員、放射線管理を行う方などに同行していただき、緊急時の対応が適切にとられるよう体制を整えた上で実施します。

なお、現場責任者は、緊急時に備えて、安定ヨウ素剤を所要量準備する予定です。

問 2 5. 当日に雨天等で中止又は延期となった場合の宿泊費や旅費は出るのか。

答

降雨等の気象条件で中止する場合は出来るだけ事前にお知らせする予定ですが、当日になって中止又は延期となった場合の宿泊費や再度来るための旅費については、参加者の負担とはしない方向で検討しています。